任意団体COLORS　定款

第１章　総　則

（名称）

1. 当団体は、任意団体カラーズと称する。

英字表記は、COLORSとする。

（目的）

第２条　当団体は、障がい者を含む社会的弱者が人間としての尊厳を守り、誇りと自信を持って自立できる能力を高め、社会に貢献できる人材として能力を開発、育成することを目的とする。

　　　　また、受け皿としての働ける場所を開拓していくことも重要な役割である。

（事業）

第３条　当団体は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）障がい者及び難病患者のいわゆる就労困難者就労困難者の起業・就職支援に関する様々な人材育成、プログラム・教材開発、教育事業の企画、運営支援、調査研究の事業

（2）障がい者及び難病患者のいわゆる就労困難者就労困難者の起業・就職に関するコンサルテーション、サポート事業

（3）障がい者及び難病患者のいわゆる就労困難者就労困難者雇用を進める企業その他に対するコンサルテーション、サポート事業

（4）その他目的および、前各号に掲げる事業を達成するために附帯又は関

連する事業

（主たる事務所の所在地）

第４条　当団体は、佐賀県佐賀市内に主たる事務所を置く。

第２章　Team COLORS

（メンバー資格の取得）

第６条　当団体の目的に賛同したものをTeam COLORSメンバーとする。

　　　　　　Team COLORSメンバーとなるには、当団体が別に定めるところにより

当団体の代表に申込み、その承認を受けなければならない。

（メンバーの資格の喪失）

第８条　Team COLORSメンバーは、法令の定める事由のほか、次の各号の一に該当する

場合には、その資格を喪失する。

（１）脱会したとき。

（２）成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（３）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

（４）除名されたとき。

（５）総員の同意があったとき。

（退会)

第９条　Team COLORSメンバーは、いつでも退会することができる。ただし、１か月以

上前に当団体に対して予告をするものとする。

（除名）

第１０条　当団体のメンバーが、当団体の名誉を毀損し、若しくは当団体の目的に反する行為をしたとき、又はメンバーとしての義務に違反したときは、その者を除名することができる。

（社員名簿）

第１１条　当団体はTeamCOLORSの氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

第３章　総会

（社員総会の権限）

第１２条　総会は、以下の事項について決議する。

(１) 決算の承認

(２) 役員(会長や監事など)の選任・解任

(３) 定款の変更

(４) 合併・解散

（定時総会の招集時期）

第１３条　定時社員総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集する。

（社員総会の招集権者）

第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表が招集する。

（社員総会の議長）

第１５条　総会の議長は、代表がこれに当たる。

　　　　　②　代表に事故等があるときは、会議においてあらかじめ定めた順序に

　　　　　　　より他の者が議長になる。

（議決権の数）

第１６条　メンバーは、各１個の議決権を有する。

（社員総会の決議）

第１７条　総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総員の議決権

の過半数を有する応援会メンバーが出席し、出席した当該メンバーの議決権

の過半数をもって行う。

（議事録）

第１８条　総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第５章　監事

（監事の設置）

第３０条　当団体は、監事1名を置く。

（監事の任期）

第３１条　監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

　　　　　る定時社員総会の終結時までとする。

　　　　　②　任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任

　　　　　　　した監事の任期の満了とする時までとする。

第6章　計算

（事業年度）

第３６条　当団体の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。

（剰余金の分配の禁止）

第３７条　当団体の剰余金は、これを一切分配してはならない。

（残余財産の帰属）

第３８条　当団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）等により清算するときに

　　　　　有する残余財産は、佐賀県に贈与するものとする。

第８章　附則

（最初の事業年度）

第３９条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成２８年３月末日までと

　　　　　する。

（設立時役員）

第４１条　当団体の設立時役員は次のとおりである。

　　　　　代表　　　杉谷　努

　　　　　会長　　　野口　淳史

　　　　　役員　　　前間　美紀

　　　　　役員　　　原田　沙織

　　　　　監事　　　中尾　彰宏

（Team COLORS）

第４２条　当団体の健全な運営及び管理のため「Team　COLORS」を作る。

27年8月10日現在会員数は11名

（法令の準拠）

第４３条　この定款に規定のない事項は、すべて法律並びにその他の法令に従う。